

# 樞密院會議筆記

昭和十六年十二月二十日

一、日本國軍隊ノ「タイ」國領域通過ニ關スル日本國「タイ」國間協定承認ノ件ノ  
 二、日本國「タイ」國間同盟條約締結ノ件ノ

## 国立公文書館

利用上の注意

樞密院會議筆記及び同委員会録は、非公開の席上における発言を記録したものであります。したがって当該発言者の共同著作物と解されますので、引用等発表に際し著作権法上の問題の生ずることのないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類

2 A

15-10

⑧ D 880

樞密院會議筆記

件

日本國外交渉同盟條約締結ノ

日本國軍隊ノ外交渉領域通過ニ  
關スル日本國外交渉同盟條約締結ノ

昭和十六年十二月二十日(土曜日)午前十一時四十分開議  
聖上臨御

出席員

原議長

鈴木副議長

大臣

東條

内閣総理大臣  
兼内務大臣  
陸軍大臣

五番

橋田文部大臣

六番

小泉厚生大臣 八番

岩村司法大臣 九番

東郷外務大臣 十一番

寺島遞信大臣 十二番

顧問官

石井顧問官 十八番

有馬顧問官 十九番

窪田顧問官 二十番

石塚顧問官 廿一番

清水顧問官 廿二番

南 顧問官 廿三番

奈良 顧問官 廿四番

荒木 顧問官 廿五番

松井 顧問官 廿六番

菅原 顧問官 廿七番

松浦 顧問官 廿八番

潮 顧問官 廿九番

林 顧問官 三十番

深井 顧問官 卅一番

二上 顧問官 卅二番

眞野顧問官 卅三番

小幡顧問官 卅五番

竹越顧問官 卅六番

三土顧問官 卅七番

伊澤顧問官 卅八番

池田顧問官 卅九番

關席員

親王

雍仁親王 一番

宣仁親王 二番

崇仁親王 三番

載仁親王 四番

大臣

井野農林大臣 七番

鳴田海軍大臣 十番

賀屋大藏大臣 十三番

岸商工大臣 十四番

八田鐵道大臣 十五番

顧問官

金子顧問官 十七番

大島顧問官  
卅四番

委員

森山法制局長官

佐藤法制局參事官

松本外務省條約局長

塚本外務事務官

報告員

鈴木審査委員長

書記官長

堀江書記官長

書記官

諸橋書記官

高辻書記官

議長原

之ヨリ會議ヲ開ク

日本國軍隊ノ夕イ國領域通過ニ關スル日  
本國夕イ國間協定承認ノ件

日本國夕イ國間同盟條約締結ノ件

以上二件ヲ議題ニ供ス第一ノ件ハ讀會ヲ省  
略シテ大體議ニ止メ第二ノ件ハ第一讀會ヲ  
開キ孰レモ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査委員長  
ノ報告ヲ求ム

報告員鈴木

今回御諮詢ノ日本國軍隊ノ夕イ

國領域通過ニ關スル日本國夕イ國間協定承

認ノ件及日本國タイ國間同盟條約締結ノ件  
ニ付本日本官等全員審査委員タルノ命ヲ承  
ケ即時委員會ヲ開キ當局大臣及關係諸官ノ  
辯明ヲ聽キ慎重之ガ查覈ヲ遂ゲタリ尚本件  
ハ事緊急ニ屬シ審査報告書ヲ發スルノ違ア  
ラザリシニ由リ御諒承ヲ請フ  
客年八月三十日ノ所謂松岡アシリ協定ニ  
依リ同年九月帝國軍隊ハ佛印北部ドンキン  
州ニ進駐シタルガ本年七月二十九日佛領印  
度支那ノ共同防衛ニ關スル日佛議定書締結

セラレ帝國軍隊ハ更ニ南部佛印ニ進駐スル  
ニ及ビ米英兩國ノ帝國ニ對スル經濟的及政  
治的壓迫愈々露骨トナリ他方タイ國ニ於ケ  
ル兩國ノ暗躍及反日策動ハ益々熾烈トナリ  
ビルマ及マレシ國境ニ大軍ヲ集結シ以テ夕  
イ國ヲ威嚇シツツ所謂ABC陣營ニ引込  
マント劃策セリ是ヨリ先帝國政府ハ日米兩  
國間ニ於テ續行セラレツツアリタル交渉ガ  
決裂ノ避ケ難キ情勢トナルニ及ビ對米英戰  
争遂行上タイ國ヲ軍事的及經濟的ニ我方ニ



誘致スルコトノ絶對要件ナルコトヲ慮リ之  
ガ爲日タイ兩國間ニ取極ヲ締結スルノ必要  
ヲ認メ本月七日同國政府ニ對シ出先使臣ヲ  
シテ之ガ交渉ヲ爲サシメタル處翌八日遂ニ  
協議調ヒ本件ノ日本國軍隊ノタイ國領域通  
過ニ關スル日本國タイ國間協定ノ成案ヲ得  
事態急迫ナリシニ因リ政府ノ承認ヲ條件ト  
シテ之ニ署名調印セシメタリ然ルニ帝國ノ  
對米英戰爭遂行ニ當リタイ國ヲシテ協力セ  
シメンガ爲ニハ右ノ協定ヲ以テシテハ尚不

充分ニシテ更ニタイ國ヲシテ軍事上ノミナ  
ラズ政治上及經濟上帝國ノ政策ニ同調セシ  
メ且東亞新秩序ノ建設ニ積極的ニ協力セシ  
ムルノ必要アリ之ガ爲兩國間ノ關係ヲ一層  
緊密ナラシムルノ取極ヲ締結セントシ出先  
使臣ヲシテ同國政府ト折衝ヲ重ネシメタル  
結果本月十一日遂ニ妥結ニ達シ本件ノ日本  
國タイ國間同盟條約ノ成案ヲ得ルニ至レリ  
今本案各件ノ要旨ヲ述ブレバ左ノ如シ  
第一 日本國軍隊ノタイ國領域通過ニ關ス

ル日本國タイ國間協定承認ノ件

(甲)協定

(一)東亞ニ於ケル緊急事態ニ對處セシガ爲  
タイ國ハ日本國ニ對シ日本國軍隊ノタイ  
國領域ノ通過ヲ許可スベク又右通過ノ爲  
必要ナル一切ノ便宜ヲ供與シ且日本國軍  
隊トタイ國軍隊トノ間ニ發生スルコトア  
ルベキ有ラエル紛争ヲ避クル爲ノ措置ヲ  
即時實行スベク(二)右實施ノ爲ノ細目ハ兩  
國ノ軍事官憲間ニ協定セラレベキモノト

シ(三)日本國ハタイ國ノ獨立主權及名譽ノ  
尊重セララルコトヲ保障スルモノトス

(乙)交換公文

本文書ハ日タイ兩國政府代表者間ノ往復  
文書ニ依リ前記協定ニ關シ帝國政府代表  
者ノ署名ハ政府ノ承認ヲ條件トシテ爲シ  
タルモノナルコト及帝國政府ガ右協定ノ  
確認ノ爲必要ナル措置ヲ成ルベク速ニ執  
ルベキ旨ヲ取極ムルモノナリ

第二 日本國タイ國間同盟條約締結ノ件

(甲) 條約

本條約ハ其ノ前文ニ於テ日夕イ兩國政府  
ハ東亞新秩序ノ建設ガ東亞興隆ノ唯一ノ  
方途ニシテ且世界平和ノ恢復及増進ノ絶  
對要件ナルコトヲ確信シ之ガ障碍ト爲レ  
ル一切ノ禍根ヲ芟除根絶スルノ確乎不動  
ノ決意ヲ以テ此ノ條約ヲ締結スル旨ヲ揭  
ゲ本文ニ於テ(一)日夕イ兩國ハ相互ノ獨立  
及主權ノ尊重ノ基礎ニ於テ兩國間ニ同盟  
ヲ設定スルモノトシ(二)兩國ト第三國トノ

間ニ武力紛争發生スルトキハ夕イ國又ハ  
日本國ハ直ニ其ノ同盟國トシテ他方ノ國  
ニ加擔シ有ラユル政治的、經濟的及軍事的  
方法ニ依リ之ヲ支援スベク之ガ實施細目  
ハ兩國ノ權限アル官憲間ニ協議決定セラ  
ルベキモノトシ(三)兩國ハ共同シテ遂行セ  
ラルル戦争ノ場合ニ於テハ相互ノ完全ナ  
ル了解ニ依ルニ非ザレバ休戰又ハ講和ヲ  
爲サザルベキコトヲ約シ(四)本條約ハ署名  
ト同時ニ實施セラルベク且十年間有效ト

シ締約國ハ右期間満了前適當ナル時期ニ於テ之が更新ニ關シ協議スベキモノナルコトヲ定メタリ

(乙) 附屬祕密了解事項

(一) 日本國ハタイ國ノ失地恢復ノ要求ノ實現ニ協カスベク(二) 日本國ト米英兩國トノ間ニハ既ニ戰爭狀態存在スルニ依リタイ國ハ即時日本國ニ對シ前述條約第二條ニ規定スル支援ヲ與フベク而シテ右支援中ニハ前述協定第一項ニ規定スルタイ國ノ

協力事項ヲ勿論含ムモノトシ(三) 日タイ兩國政府ハ前述協定ノ内容ガ總テ右條約及本了解事項ニ包攝セラレ居ル事實ニ鑑ミ右協定ヲ條約ノ實施ト同時ニ終了セシムルコト竝ニ右協定ハ將來ニ於テモ之ヲ公表セザルコトニ合意スルモノトス

按ズルニ帝國ノ大東亞戰爭遂行ニ當リタイ國ヲシテ帝國ノ陣營ニ投ゼシメ之ニ協力セシムルハ現下喫緊ノ要事ナリ而シテ本案ノ二件中前者ハ帝國軍隊ノ作戰計畫遂行上必

要ナル便益ヲ得ルヲ主眼トシテ帝國代表者  
ヲシテ留保ヲ附シテ署名セシメタル日タイ  
兩國間ノ取極ニ承認ヲ與ヘントスルモノ後  
者ハ右戦争ノ完遂及東亞新秩序ノ建設ニ資  
セシガ爲兩國間ニ攻守同盟ヲ締結セントス  
ルモノニシテ現時ノ事態ニ鑑ミ孰レモ機宜  
ヲ得タルノ措置ト謂フベク其ノ條項ニ付テ  
モ亦別ニ支障ノ虞ヲ認メズ仍テ審査委員會  
ニ於テハ本案ノ二件ハ此ノ儘可決セラレ然  
ルベキ旨全會一致ヲ以テ議決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

議長(原) 別ニ御發言ナキ故第二ノ件ハ第二讀  
會以下ヲ省略シ兩件共直ニ採決ニ付スベシ  
本案賛成ノ各位ノ起立ヲ請フ

(全員起立)

議長(原) 全會一致可決セラレタリ  
本日ハ之ニテ閉會ス  
聖上入御

(午前十一時五十分閉會)

相  
密  
院

議長

原 家 道

書記官長 折江 幸雄

書記官

諸 橋 襄

高 辻 正 巳